

令和6年度第5回 北杜市まちづくり審議会会議録

1 会議名

令和6年度第5回 北杜市まちづくり審議会

2 開催日時

令和6年10月29日（木）午前9時00分～午後0時12分

3 開催場所

北杜市役所西会議室

4 出席者（敬称略）

藤原真史、箕浦一哉、村田俊也、平野智哉、岩下邦博、小宮山幹夫、中山晃彦、
弘田由美子、石川英仁、五味勇樹

（欠席委員：小林明）

事務局

齊藤乙巳建設部長

[まちづくり推進課]

土屋雅光まちづくり推進課長、唐澤史明まちづくり推進課長補佐、
三井君夫建築開発指導担当主幹、栗澤一樹景観指導担当副主幹、
山崎大輔景観指導担当主事、奥水和輝景観指導担当主事

（オブザーバとして出席）

宮川勇人北杜未来部長、仲山直樹北杜未来課長

6 会議録署名委員

村田俊也、弘田由美子

7 議事

- 1 北杜市景観計画の一部変更について
- 2 その他

8 公開・非公開の別

公開

9 傍聴人の数

13人

【1. 開会】

(小宮山副会長より開会のことば)

【2. 会長あいさつ】

【3. 議事】

議事1、北杜市景観計画の一部変更について

(会長)

それではここからは私の方で議事を進行させていただきます。いつも通りですが円滑な進行にご協力をお願いいたします。議事に入る前にいつもと同じようにお諮りすることがございますので順次諮っていきたいと思います。

まず会議の公開につきましてですが、本日の会議、北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱の適用を受ける会議でございます。非公開事項もございませんので皆様にあらかじめご案内してありますが、本日の会議は公開であることを確認させていただきます。

続きまして、傍聴についてであります。当会議、事前に周知して定員の25名で傍聴者の希望を募っております。傍聴について本日13名の希望者がおりましたのでご報告いたします。定員以内ですので全員ご入室いただいております。

傍聴人におかれましては、既にお手元で確認されていると存じますが、会議場所における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。会議場所において発言しないことなど定められておりますので、傍聴要領を遵守していただきますようお願いいたします。また報道関係者から取材の申し込みがございました。これを許可してよろしいでしょうか。それでは異議がないようですので許可いたします。報道関係者は事務局の指示に従い議事に支障の無いように取材をお願いいたします。

最後に議事録署名人についてですが、私から指名させていただきます。本日も7回目ということで複数回の依頼になっておりますが、今回の会議録の署名については順番ということで、村田委員と弘田委員にお願いしたいと思います。

それでは最後に本日の会議時間ですが、通知のご案内の通り正午とさせていただきますが、議事の状況によって、ほんの少しの延長程度はご容赦いただきますと幸いです。また、できる限り今回で議論を一通り終えることができるような形で進められると思いますがご協力よろしくをお願いいたします。それでは前回からの引き継ぎの議事に入ります。議題の資料は前回と同じものということで資料1と資料2を使用することになりますが、事務局からこの点も含めましてご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは説明させていただきます。今年度第5回、通算で7回目の審議

会になりますので、よろしく願いいたします。

今回は、前回9月26日に引き続きの審議となることから、事務局で資料として新たに用意しているものはございません。本日の会議資料は、次第下段に標記のとおり、資料1北杜市景観計画の一部変更について、資料2北杜市まちづくり審議会への意見について取りまとめ一覧表の2種類となります。前回お配りしました資料1、資料2をお持ちでない委員の方はいらっしゃいますか。全員お手元にあるということですのでよろしいですね。

では、資料2の3ページをお願いいたします。本日は、2判断基準の内容第2号、景観に及ぼす影響が極めて小さいとは、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 事業者の敷地外から建築物がほとんど見えず、現にある景観の保全を妨げるおそれがないこと。

イ 眺望や日照を阻害しないように景観形成基準について特段の配慮がなされており、現にある景観に溶け込むものであることからになります。

本日も、正面映像にて資料を見ながらの審議をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上が前回の振り返りと今日の進めるスタート地点ということになります。

(会長) 資料1と資料2お手元にあるということですので、その資料に基づいて進めてまいりたいと思います。前回と同じように私、議論の整理ということで各委員から前回同様提出されたAからEの案と原案を見比べながら論点等を整理しておりますので、順次項目ごとに議論を進めて参りたいと思います。

(委員) 議事に入る前に一つお伺いしたいのですが、これは事務局になると思いますが、今日委員が欠席ということで、特に諮問する側でもあり、今までかなり中心的にやられてきたと思われまので、今は一つ一つほぼ多数決で決めているような状態の中で、なぜ今日欠席されているのか非常に私も今日来て驚いているところなのですが、その説明をお願いしたいと思います。

(事務局) 今日の欠席の理由でございますが、体調不良でございます。

(委員) そうすると多数決はどういうふうに扱われるのでしょうか。

(会長) 通常、出席委員の中でということで、委員は推進する立場で第1回目の判断という形だったので、委員から議事を進めて構わないという形での欠席連絡という理解であれば、出席委員で議事を進めることにはなると思い

ます。

(事務局) 会議というものがまちづくり審議会条例第7条で規定されておりまして、審議会は委員の半数以上が出席した場合に会議を開くことができると書いてあります。その中で議事につきましては、過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決することによってとなっておりますので、委員の1名欠けた場合についても会議が成立しておりますので、このまま進行を進めていただきたいと思います。

なお、委員につきましては体調不良ということで本日来ることができませんので、委員が進めて良いとか悪いとかではなく、もうあらかじめ会長の方で招集されて、今回は会議を開くことになっておりますので、そのまま今いる委員さんの下で審議を進めていただきたいと思います。

(会長) 先ほど事務局からの説明があったところ、誤解があるようですので、進め方は規定通りですが当審議会の案件についていろいろ熱い議論が交わされる中で、招集については私が事務局に強く要請しているのが、全員が揃う形で仮に日程調整が不可能な場合は、欠席される委員が自分は欠席で都合がつかないけれど、それでも開催して構わないというような了解を得てくださいというような形で、毎回こうやって10名揃う形で、通常の審議会ですと会長の都合程度で開催してしまうところを、そういう慎重な形で進めてきた経緯がありますので、欠席される委員にご異存がないかということを確認しただけで、副市長が決めるからどうのこうのということではございませんので、誤解のなきようお願いいたします。

(委員) しつこくて申し訳ないですけども、体調不良というのは今朝分かったのでしょうか。いつ今日欠席されることが決まったのでしょうか。

(委員) 今日欠席ということで公式にご連絡をいただいているわけで、その辺は皆さんいろんな理由があると思います。それについては今回体調不良とおっしゃっているのであれば、それ以上詮索することは個人の問題ですのでどうでしょう。

(委員) いつの時点で欠席することが分かったのかを知りたいわけです。

(委員) 審議会を開催することと関係がありますか。

(委員) 私は関係があると思います。

(委員) これを開催するのかどうかというのはもう規定で決まっているわけです。

から、その通り実施されています。今までも欠席されたケースがあったような気がしますが、それでも開催されていますので、今回の開催については特に問題ないと私は思いますが。

(委員) 別に私これ開催するか否かについて言っているわけではなくて、どの時点で欠席することが分かったのかということをお伺いしたいという単純な質問です。別に今日の開催は過半数以上ですから、当然されるんでしょうけれども、今までの6回を聞いていると特に影響力の大きい方だったので、それで来てみてびっくりしたので。もちろん動けない状態であれば当然出席できないんでしょうけれども、それはいつわかったのかなと思いついて、そこでお伺いしたいということです。

(会長) 事務局、公人とは言え個人情報も関わるので差し支えない範囲でよろしいですか。

(事務局) 委員からのご質問でございますが、副市長はこのところ調子を崩しておりまして、本日欠席するということにつきましては、昨日秘書課に連絡をいただいたという状況でございます。

(会長) 昨日ということでした。委員のご欠席は残念ですが定足数は満たしていますので、出席段階では一応全員揃う形で了解もいただく丁寧な日程調整もしましたので、このまま開催したいと思えます。

それでは早速、代替案AからEの中で論点整理しながら1項目ずつ前回と同じように確認してまいりたいと思えます。進め方等については、何かご意見ございますか。

(委員) 進め方についてですが、前回9月26日の会議の際に藤原会長の方から会長案ということでいろいろ論点を取りまとめた案を既に作っているというようなお話がありました。そういうものがあるのであれば、委員の手元に配っていただいて、見える形で議論ができると効率的ではないかなと思うのですが、事前にもお配りいただけないかというご相談をさせていただいたところですがそれでもお願いできますでしょうか。

(会長) 今、委員から前回は時々投影でお見せしたものを紙媒体の方を配ってほしいということでした。私としては特に隠すものではないので構いませんが、委員の皆様、配付するような扱いでよろしいでしょうか。

(事務局) 委員の方でお手元ということであれば、今投影したような形のものが

ございますので、こちらをご用意いたします。印刷しますので少しかけ時間をください。

(会長)

会長案は投影してあるようなものでして、前回申し上げたように論点がいろいろ分かれておりますので、私が議事進行の都合で各論点の状況を手元メモとして整理して委員の意見を最大限なるべく入れる形で作ったものです。ただ会長という、立場では原案はある程度ベースとせざるを得ないので、原案をベースに委員の意見を盛り込むような形なら、こういうふうな落としどころの案ができるのではないかとということで作りました。

事務局案よりは学者流の癖で細かく書き込んだりし過ぎているところもありますが、意図としましては、この間、住民の皆様から署名活動などで眺望景観の阻害のおそれとか、あるいは住宅の真横に立つようなことへの懸念等もありましたので、そうしたところを可能な限り排除できるようにし、一件審査で最終的にやるものであっても、規定段階でなるべくそうしたところへの配慮もできるような形でまとめたいなということと、研究者、学者のこだわりでまわりくどく書いていたり、用語を統一しようとしていたりしています。

基本的に私が前回の会議の直前に事務局に一方向的に送りつけるような形で、ただ前回から少し間があったので、さすがに学者のこだわりが過ぎて、趣旨は入っているのに、くどくなりすぎというようなところでご指摘を受けましたので、2、3ヶ所の語句修正やシンプルにする形にしています。基本的には私の責任でまとめて、私自身こういう落としどころというところで手元に置いているものと変わらない形で、皆様のもとには配る形で対応したいと思います。

あと現物がないとわからないと思いますが、会長の立場の原案ベースで委員の皆様のご意見を踏まえながら盛り込んでいますが、うまく踏まえきれてないものもあるかもしれません。波線を引いているところが原案と違うような形で取りまとめたものなので、この後印刷が終わったら、皆様のお手元に一枚ずつ配付する形でご検討の材料としていただければと思います。

また現物が来たところで今の背景説明に関してご質問あれば承りますので、しばらくは投影の方をご覧ください。略になっているところは前回、皆様のご意見などをもとに確定しているので略という形になっています。本日は判断基準の内容の(2)のところからという形で、検討の材料としていただければと思います。では1枚ずつ配付をお願いします。

(会長案の資料配付)

(会長)

それではお手元に1枚ずつよろしいでしょうか。片面印刷のもので、A3判で片面に2ページ分に書かれておりますが、それでは検討を進めてまいります。私案については先ほど背景を説明いたしましたがお質問ございますか。

それでは各論点ということで、判断基準の内容の(1)まで前回終わっています。本日は(2)の景観に及ぼす影響の部分から取り上げたいと思います。皆様方、資料2ということで代替案A、B、C、D、Eが記載されています。委員名については委員の手元資料だけ記載がありますが、代替案に言及される際は基本的に代替案A、B、C、D、Eという形でおっしゃっていただきますと助かります。大きく原案ベースでこれについては代替案CとEとか出ておりますが、大きく形式面は2つありますので、ここは決定をする必要があるかなと思います。

原案ベースのような書き方か、あとは代替案EがAからカに並べる形で、全てを満たすというような形でア、イ、ウ、エ、オ、カという6つの条件が並べられている形か、中身の書きぶりはともかくとして、どちらの形式をとるかということは、これは決めないと前に進めなくなりますので、この点についてご意見ございましたら頂いた上で、どちらの形式でいくかという形で、まず意見集約したいと思います。

(委員)

代替案Eの委員です。説明をさせていただきたいのですが、今までの議論の中で、あくまでも13メートル以下が大原則であるという言葉は皆さん多くの委員の方から出たと思います。その中で私ももう一度まちづくり計画、景観計画を再度読み直してみましたが、高原のリゾート地という場所において、特例規定を設けて13メートル以上を建てなければならない。少なくとも何らかの理由があって13メートル以下にできない。それが合理的なものであるかどうか、誰もが納得できるものであるかどうかという条件も入れたいし、特にこの内容について、いずれかということではなくて、全ての条件を満たすということは、私は一番重要なことだと思っています。

途中からこの審議会に入られた方はご存知ないかもしれませんが、第2回目のときに住民の方の3,273筆の署名がありました。そして皆さんが一番懸念されているのは、この北杜市は用途地域がない。全域が都市計画区域外であるために、どこにでも何でも建ってしまう状態です。ですから、現況としては一部住居専用地域と同じような使い方をされているんです。自然環境が良くて、こちらに住まれた方がそういう環境であるという前提で住まれている。その中に突然20メートルもの建物が、それも小さい建物ではなくて、大規模なものが建ってしまうということに、ものすごくおそれを感じていらっしゃるわけで、心配、懸念、疑念い

ろんなものが渦巻いています。

それが今回の諮問案の最大の問題だと思っていますので、それを解決する条件というのは最も厳しくあるべきだと思いますので、今ある木で見えないから良いじゃないかとか、溶け込んでいるから良いとか、そういう一部だけではなくて、その1つ1つの条件、私がここに書いた6つの条件というのは、生活者、そこに住んでいる者、これから移住を考えている方たち、そういう方たちにとって1つも抜けてはならない条件だと思っていますので、これは全てを満たしていただきたい。そういう思いで書きました。

無理のあることではなくて、高原のリゾート地ということを守るためには必ず必要であるものです。特にまちづくり計画や景観計画を見直してもそうですけれども、ここで最大の資源といいますか、皆さんを魅了するものというのは、山岳景観であって森林です。それを遮るものを建てようということですから、それを遮らずに済むにはどうしたら良いか、そして生活している人たちにとって、それが大きな障害にならないものになるにはどうしたら良いかという観点で考えて、別に余分なものを入れたつもりは全くありませんので、この条件は全てを満たしていただきたい。それは私1人ではなくて、特に山岳高原に住んでいる全ての住民の願いだと思って書いております。そこはぜひ皆さんしっかりと汲み取っていただきたいと思います。

(会長) 委員の皆様から引き続きこの形式のところですが、大きくア、イのいずれかに該当する形式で、景観に及ぼす影響が極めて小さいという条件のものと、代替案Eのような形で6つの条件全て重要なのでアからカまで満たすべきだというご意見です。

(委員) 書きぶり、中身はともかくとして代替案C若しくは、今いただいた会長案こういう形の記載の方が良いのではないかというふうに思っております。代替案Eの方は確かに、いろんな細かい部分を書いてあって、実際、相当ハードルが高いものも書かれているような気がします。ここまで細かく書くというよりは、代替案C若しくは会長案をベースにした方が良いのではないかなと思っております。

(委員) 今の会長のアとイの2つにするのか、3つにするのかみたいなのこの議論がよくわからないんですけれども、要するに市の判断の裁量を大きくするのか、それを厳しくするのかということですか。

内容的に見て、今までの景観条例等でも山岳の眺望を遮らないように努めることとか、できるだけ後退とかそういうことがあるんですけれども、

その中で実際に具体的なものがなければ、全然守られないんですね。これは過去10年、12年の経験からそうですけれども、そういった表現であれば実際できるだけ後退となっていて実際は数センチだったりとか、ものによってはそういうこともあったりします。そういったものを、例えば駐車場等が見えないようにといっても見えないところなんかほとんどない状態になっていたりするところがありますので、13メートル以下の通常のものであればまだしも、山岳高原において異常な高さのものを建てようという状態ですから、そこは厳密にしない限り絶対に守られないと思います。これは実際にこれまでの現実です。

このアとイの2個であれば良いとか、6つだったら多いのではないかとかそういう問題ではなくて、6つの条件のどれが不要なのか、そういうことを具体的に、この中でこれがあってはならないとか、この条件であればこの町の将来にとって大きな問題になるとか、そういうものがあるのであればそこははっきり言っていただきたいと思います。なぜこれが不要なのか。それは住んでいる者のことは全く考えてないと思えないのです。その辺のご意見がアとイの2つの条件よりも、このアから力の6つの条件の方が多いです。この中で皆さんが不要であるという強い意見があれば、それを言っていただきたいと思います。なぜそれがあってはならないのか。

(会長)

委員からご意見ございました。私自身の案も代替案Cも原案ベースで書いておりますが、代替案Cの意図について私が理解しているところでは、特例規定の対象となり得るようなところで、アのような、かなり森の中で、敷地も広くて全く見えないような状況も可能なような形といった敷地の特性の部分と、産業振興区域に限定されるわけではないですが、多少森の奥の中で、全く外から見えないようなものではなくて、少しは見えるけれどというようなところとの棲み分けの中で、2つの規定があるのかなと思っております。私自身の案の中ではアから力の代替案Eの中で出ている中でも、例えばイ、ウ、エ、オなどについては、全体に掛かるような書きぶりのところと、敷地の特性に合わせて必要なところでの条件設定にむしろふさわしいというようなところで、一応盛り込んでいるつもりではありません。

盛り込めきれているかどうかは委員のご意見が必要だと思っておりますが、アの部分については、これは総合的な判断の中で当然審査をするような形になるということで、特に明確な規定としては盛り込んでいない形です。私自身、会長案をまとめるとき、力については離隔距離について設定が難しいというか、要するに13メートルまでだったら建てることのできるのもう大原則としてあって、そこで特例を認める際に課すことのできる制限

が、私の理解としては7メートルの特例部分でそうし得る程度の合理的な制約というところも必要なのかなという部分で、13メートルとの違いの中でどう設定するのが難しい部分がありました。ただ離隔距離の意図としては周辺の日照とか周辺の眺望阻害というところがあるのかなというふうに考えましたので、原案ベースで盛り込みながら眺望や日照の阻害というような形で会長案の中ではイの方に、代替案Eの力の趣旨をかなり大まかな書き方になってしまうけれども盛り込んでいるような形で書き上げておきます。

(委員)

まず大原則としまして、委員がさっきおっしゃった署名なども含めたところで景観をいかに守るのかということの規定をここで作っていくということに関しては、おそらく委員全体が前提としては共有している中で、どのような抽象度とか細かい規定をここに盛り込むのかという議論だろうというふうに思います。

私の意見としましては、具体的なものを入れることによって将来のあり方を規定していくということも一定理解ができるものの、逆に細かく決めすぎると、それ以外は良いのかということにもなりかねないことも考えてやや抽象度を上げるのが、その理念的な書きぶりに収めておくのが望ましいのではないかと思います。

ただそれも結局程度の問題で、それによって骨抜きになるようなことがあってはならないというふうに思います。細かく規定するということは、これまでの市と市民との信頼関係みたいなところも前提として発言あるように伺いますけれども、その点は市の方に努力を求めることを前提として、基本的にはきちっと理念的な部分でしっかり押さえて、細かいことについて書き過ぎないような形で良いのではないかと考えるところではあります。

全体としてはそのような形ですけれども、代替案EのAの規定で、13メートル以下の制限を守ることができない合理的な理由というところは、(2)の案件というよりは、前回既に議論が済んでいる(1)の特例規定を適用する事業の該当条件の方に入れるのがふさわしい文言だというふうに考えますので、このAの記述を生かすのであれば、(1)の方に移していくということはあるのではないかと考えるように思います。

あと、代替案Eのオとカがやや細かすぎるように私には見えまして、この点につきましてはもう少し理念的な書きぶりの中に盛り込んでいくということで良いのではないかと考えます。おそらく原案及び会長案の中で、現にある景観に溶け込むといった辺りが、恣意性が高いのではないかと懸念する点ではないかと考えますが、代替案Cおよび会長案の方に(2)の前文のところに景観を阻害するおそれがないように特段の配慮というよ

うなことが理念として盛り込まれているのが、原案と比べると進展している点だと思いますので、その点につきましては会長案程度のまとめ方で私としては良いのではないかと考えました。

(会長) 委員から、アについては(1)の方で書いてもいいのではないかとということを含めてご意見ございました。形式面について、いずれかの形で取るかということ、今ご発言いただいた委員の中では、委員と委員、委員の立場とがありますが、他の委員の皆様から発言希望はございますか。

(委員) 他の方のご意見がないので。1つ、今、委員がおっしゃった「13メートル以下を守ることができない合理的な理由」というのを(1)の方に入れるのであれば、私はその部分は問題ないと思います。特例対象ということで限定できると思いますので、この景観の中に入れなくても良いとは思っております。

そして代替案Eのイ、ウ、エは書き方の問題であって会長案にもその内容はほぼ盛り込まれてはいるとは思いますが。一番大きな問題というのはこのオの部分についても1年というのが入っているか入っていないかということだと思います。C案と会長案の違いは、これは今まで太陽光の問題で10年以上やっている中で、必ずそれを遮蔽することということが条例の中で決まっているんですね。確かにそれは皆さんやります。でも雑草に負けて全部枯れて無くなってそのままなんです。そういう生き物というのは、枯れたり、倒れたりということがありますけれども、残念ながらその後それが維持されない。植栽は最初だけで、ほとんど無いんです。特に最初に植えるものがものすごく小さいので、すぐ雑草に負けて枯れてしまう。そうではなくて、特に20メートルのものですから、それだけの大木を維持しなければいけないということは非常に難しいとは思いますが、そうでなければ、ほとんど見えないとか溶け込む状態には全くなれないと思うので、それを必ず維持してもらおう。そこは本当に重要なことだと思います。ただ冬に枯れた場合冬に植えるわけにはいかないですから、1年以内というのが別にできない話ではないと思います。ですから、そこは過去の経験上、植栽というのは非常に難しいものなので書かせていただきました。

それからもう1つ。カの部分で、これは植栽と同じように最も重要な部分だと思います。皆さんにお伝えしたいのは、実際1年間を通じて日照時間にどういった影響があるのかということですが、建築物の高さが20メートルになった場合、建物からの離隔距離が33メートル以下の場合、冬至の時期は、日照時間は0です。そして35メートルの場合これは日照時間が2時間30分。これが40メートルになりますと4時間4

5分になります。ですから、なぜ私が2倍にしたかというのは二つ理由がありまして、一つは日照を妨げない。特に冬場、一番日照時間が短い冬至の時期に最低4時間45分を確保できるというところで、2倍ということを書かせていただきました。

それから、当然人の視角というのは距離が離れれば離れるほど建物が小さく見えます。ですから、その中で実際に2倍離れば、ある程度その13メートルと同じぐらいのその視角になるということで計算上出てきた部分になります。離隔距離について皆さん感覚的によくわからないかもしれませんが、スパティオ小淵沢は5階建てで19.数メートルだったと思いますけれども、あそこは道路から約100m離れています。ですから、2倍どころではありません。なおかつ建物自体はそんなに大きくない。多分100億円以上というものとはとてもかけ離れていると思います。幅がそんなにないのでまだいいのですが、100m離れてあんな感じに見えるんです。ですから2倍になっても、高さの問題というのは決して小さくはありません。これは極端に大きいものではない。

それからもう一つ、北杜市では住居専用区域とか商業区域、工業区域は全くないですから、都市計画がなく、まちづくり計画しかないので、住宅の離隔距離というのが全く守られていません。今のまちづくり計画を作った経緯というのは、当然そこにある建物をベースにしていますので、調べた結果、建物の平均が7メートルであるということに基づいて壁面後退距離が作られています。壁面後退距離は2メートルです。たった2メートルです。20メートルの建物が建っても法律上は2メートルです。それで本当にいいんですか。そういうことを皆さんがおそれて、この諮問案に反対しているわけです。私は2倍というのは決して大きくないと考えます。ぜひスパティオの前に皆さん立ってもらって自分の家がここにあると考えて、住宅地、高原リゾート地が成り立つのかということをご検討いただきたい。

ですから私は、代替案Eのイ、ウ、エに関しては、代替案C若しくは会長案にもある程度盛り込まれているとは思いますが、離隔距離というのは最も大事です。住んでいる者にとっては、朝から晩まで365日、その下で暮らさなければいけない。東京の通勤が便利だとか、そういうことで住んでいるわけではなくて、特に山岳高原景観形成地域というのは一番移住の人が多。別荘が多い。その自然環境を求めて暮らしているところが、暮らしている方がほとんど住んでいる場所です。そこにいきなり自分の家の目の前に2メートルのところから20メートルが建てられてしまうんです。ですからそこはできるだけ後退とか努めるでは必ず守られない。

太陽光の問題ばかり言って申し訳ないですが、景観条例でできる限り後退ということをやっている、本当に敷地から1センチとかひどいも

のになれば、ほぼ出ているんじゃないかと思うまでのものが作られました。それによって太陽光条例というものがやっと2019年にできたということになっております。ですから、残念ながら事業者というのは数字しか見ません。「できるだけ」だったら、できませんということで終わってしまう。ですからここに関しては、私は申し訳ないですけども絶対に譲れない。こういうものが入らない限りはともこのようなものを山の上に作らせるといことは、とても受け入れられるものではないし、住んでいる方も皆さん受け入れられないものだと思います。ですからこの部分の離隔距離に関しては必ず入れていただきたい。

そして見えないようにする、遮蔽するというものが途中でなくなってしまうということが事実上あるということもご理解いただいて、もし枯れてしまった、倒木してしまったということがあった場合には、必ず少なくとも1年以内に補修していただくということを条件に入れていただきたいと思えます。

(会長) 委員から特に大きなところとして1年以内というような、具体的な年限を入れるような形で確実に植栽が確保される、維持されるようなことは、強く求めたいということと、離隔距離についての規定も必要だということでご発言ありましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員) この小淵沢の対象としている地区ですけども、事務局に確認ですが、この対象とする地区・地域、ここは地域森林計画の対象民有林になっているかどうか教えてください。

(事務局) 今の質問は森林法に基づく森林計画に規定されている民有林かということによろしいでしょうか。基本的に山林にあっては森林計画に該当する民有林であるというふうに認識しております。

(委員) そういうことであれば、森林法の林地開発許可というのが、制限としてかかってきています。森林法の中では、許可基準として林地の境界から30メートルは、残置森林を設けなさいという基準がございます。

土地利用を考えるにあたっては周囲に30メートル残して、その内側にどういう利用形態をするのかということになってくるかと思えます。委員から出されている高さの2倍以上というと、相当広い面積の用地が必要になることが想定されますが、そこまで制限きつものにしなければいけないのかという疑問が1点あります。

それから樹木が倒壊、枯死した場合、1年以内というところですけども、これも植栽するにあたっては適切な時期というものがございまして、

高木になればなるほど、どこから入手するのかという問題も出てきます。本当に苗木のような小さいものであれば、簡単に入手できるかと思いますが、そうではない場合もありますので、1年以内にというところは、これも現実的ではないのかなというふうにも思います。

それから樹木で遮蔽というところですが、遮蔽するというと相当密植をしなければならない。この地域においてはどちらかというが高木がメインの場所かなというふうに思っています。森林法の先ほど申し上げた許可基準の中でも、植栽に当たっては、ヘクタール当たり高木なら何本、中高木なら何本というような基準が別途ございます。計画をする段階ではそういったものも参考に、植栽計画というものも作られることになっておりますので、そういったことを踏まえると、あまり細かなくても大丈夫ではないのかなというふうに思います。

(委員)

判断基準ということで今審議されておりますが、判断基準というのは許可基準ではないですよね。許可基準でないならば、判断基準の13メートル以上の案件ということで、許可に相当するのかもしれないのか、俎上に上げて検討する前提となる建物であるかどうかという判断基準であれば、事細かな基準というのは、ここでは私は定めるべきではないと考えます。

大まかに概要を判断基準として定める中で、個々に出てきた案件ごとに案件の内容が、判断基準と照らしてどうなのか、そのときに細かくこの部分がどうなのかと、いわゆる日照権について隣接する地域への配慮はどのようにされているかというのを一つ一つ、案件ごとに検討すれば良いのかなと。

植栽についても、実際に周りをどのように開発をして行われるのかわからない中であれば、樹木を植えろと最初から言っていることもいかなものかと感じます。私からすれば、ここでは判断基準として、まずこの特例対象としていかがですかと認めるか、認めないかという最初の基準であるべきだと思います。許可基準というのは、最終的には市長がするものですから、市が持っているべきもので、我々が許可基準をどうのこうのではないと思います。我々は市から諮問を受けたときには、こういったことを判断基準に照らして即適合ではなく、ここは宿題として是正する措置の要素があるのかどうかというものを言うべき立場ではないかと思えます。

そうすると、委員も言いましたけど、ここではあまり事細かなものをいろいろ定めるべきではないと考えております。

(会長)

委員から判断基準などで委員のご指摘にあったような抽象度のところに賛同する形のご意見がございました。

(委員) 先ほどの委員に対してご確認をお願いしたいところです。林地開発に関してですが、今まで私が過去に見てきた太陽光に関しては1ヘクタール以上、それが今は5,000平方メートル以上になりましたけれども、ただ建築物については1ヘクタール以上に関しては林地開発というのは理解しております。

ただ、周囲全部30メートルというのは私今まで見てきた中では、全体に周囲30メートルになってくれたら素晴らしいのですが、そういうものは実際に見たことがありません。今、林地開発の条例とかははっきり覚えていないんですけれども、全体の何パーセントで、それがどっか1ヶ所に固まって残されていたりとか、事実上私が見てきた中では、本当は家の隣のところにちゃんと全部やってほしいんですけれども、そういうふうにごるりとはならず1ヶ所にまとまって、関係無いところだけボンと残っていたりとか、そういうことが実際ありました。ですからそこは、法律をもう一度ご確認いただきたいというところです。30メートルが全部になれば今まで林地開発で行われた太陽光があんな丸出しになることは全く無いと思います。実際、北杜市でも20件ぐらい林地開発で10メガとか、5メガとか、そういったものがあつたと思うので、そこはご確認いただきたいと思っております。

(委員) 林地開発といいますと、1ヘクタール以上の土地の改変を伴うものということになっております。私もかつて林地開発許可の事務をやっておりました。そのときには周囲30メートルに残置森林で、どうしても残置森林が配置できない場合については植栽でも良いというふうになっております。私が携わっていたときには実際にそういう指導をして、そういう条件を事業者の方に行っていたいただきました。

太陽光については、私が携わっていたときはだいぶ昔でしたので、そういう事例はなかったんですけれども1ヘクタールに満たない場合については許可というよりは伐採届でやってしまう場合があります。1ヘクタール以上の土地の改変はそういった基準があります。ただ1ヘクタールに満たないとなると林地開発の制限は掛かってきませんので、木を伐採してそこに設置してしまうということが起こり得ます。そうすると隣接地に本当に境界ギリギリまで太陽光が設置されるということも、可能性としては無くはないのかなと思います。ちなみにスパティオ小淵沢のところは林地開発の対象で、書類審査をさせていただきました。

(委員) なかなかはっきりしたものが無い中で喋りにくいんですけれども、確かに9,999平方メートルみたいな感じのものがたくさんあることは存じております。

それは結構中北林務事務所さんの方にもずいぶんお話させていただきましたけれども、今はその部分のお話ではなくて、本当に2ヘクタールとか、大きな太陽光がありまして、見ていただくとわかるんですけども、周囲30メートルに森林はありません。

そこがなぜそうなっているのかということは別の問題ですけども、ただ、現実的にそういうのもある以上、実際それが1つや2つではないので、その辺の解釈が変わったのかわかりませんが、私は全体の中の何パーセントという形で運用されていると理解しておりますので、そこは確認の上ということですが、基本的には樹木が必ずしっかり残されるということと、日照時間、建物の威圧感というのは最大の問題だと思っています。特に今回のこの中で一番重要なので、先ほど、委員が判断基準だからそんな細かいことはということをおっしゃいましたが、私は最初はアからカに関しては、景観形成基準ということで出させていただきました。施行規則の中ではっきり許可基準として入れないと守られないということを行いましたけれども、残念ながら皆様の賛成が得られなかったので仕方なく判断基準になっているわけです。そこはご理解ください。

そして、判断基準だからある程度幅を持たせていくというのは裁量という言い方になるのか、市長の恣意的な判断になるのかという非常に微妙なところになっております。先ほど、委員が市民と市の信頼関係とおっしゃいましたけれども、確かにそれはあるかもしれませんが、ただやはり行政というのはどんどん変わっていくものです。残るのは書いたもの、文章だけになってしまうので、そこではっきりさせておかなければ市民の不安というものはなくなりません。

離隔距離について、できるだけとか景観に溶け込むとか、私は最初の事務局が説明された、溶け込むという説明が残念ながら納得できてないというか、その前に建物が5階であればもうそこが溶け込んでいるから次のものができても問題ないといった説明をされましたけれども、そうすると例えば清里駅前の廃墟の建物が何十年もある、もう溶け込んでいるから次に同じ廃墟ができてもいいのかと、そういうことはあり得ないと思いますので、溶け込むという言い方は非常にぼんやりした1人1人の判断に違いが出てくる。

私いろいろ調べましたが、まちづくり等に溶け込むということが一番盛り込まれているのは、倉敷であるとか京都であるとか、そういった古い町並みに高さだとかそういうものではなくて、デザインとか形として全く違う近代的な建物が建ってしまうと溶け込まないとか、そういったもので使われると思うので、今までほぼ2階建て、7メートルぐらいの建物しかないところに5階建てが建てば溶け込むことはまず無いと思います。

ですから、20メートル以上の森林の真ん中に緑色の建物が建ったらも

しかしたら溶け込むかもしれませんが、その可能性は非常に少ないと思いますので、住居専用地域というものが全くない、都市計画がない中で、その計画を後回しにして、先にこのただし書きをどうしても付けるのであれば、はっきりと「離隔距離は建物の倍以上」これはもう最小限のものだと思います。倍でも、住んでいる方が反対するかもしれません。自分たちの目の前を遮るもので、それを許せないという方が多いと思います。でも、2倍というのは最小限です。30メートル以下であれば、最もこちらで眺望が良くて、山の景観が楽しめる時期の12月に日照時間が0になります。そこをよく理解して考えていただきたい。

私はアの条件は、(I)に入れていただくのであれば、どっちかに入れていただけるのであれば結構ですけれども、オの条件、樹木で必ず最初だけじゃなくて、遮る状態にあることと、そして離隔距離が十分保たれるものであること。ここは必ず入れていただきたい。それでなければ、この諮問案には賛成はできません。

(会長) では他になにか。では、事務局どうぞ。

(事務局) 事務局の方で原案を提案した理由を説明させていただきます。アとイの「いずれかに」ということになっております。

アにつきましては、おそらく想定されるのが小淵沢町の地域になるのかなと思います。なぜかと申しますと、木が生えている地域に建てていただきますので、その中に作った場合は「ほとんど見えない」というものを基準にしたいと考えております。

イにつきましては「溶け込む」と書いたのは「産業振興区域」というところが区域としてございますので、こういった書き分けをしております。

今回の代替案Eについて、例えばオの部分で木を絶対に植えなくてはならないとなると、国道20号線沿いの産業振興区域のところだと道路との間に見えない木を植えることがマストの条件になってしまいますので、そういった部分の書き分けというものを考慮していただければと考えております。

もう1つ、景観条例や太陽光の条例を作る際に離隔距離というものは度々議題に上がってきました。この景観条例につきましては、建てさせないための条例ではないので、建てるにあたってどのようなことを配慮していただくかというような条例になりますので、どこまで厳しいものを規制できるのかというのは、常に頭を悩ませるところであります。

景観法の第2条に基本理念が書いてありますので、そこにつきましては、保全を図らなければならないというようなことで景観の理念を記載してございます。そういった理念の部分というものが、この景観条例の根底

にあるという部分をご理解いただいた中で、私達は原案を提案したということをご理解いただきたいと思います。そして、

その上で今回、原案、代替案C、代替案E、そして会長案がありますので、その辺を見比べながらご審議をお願いいたします。

(委員)

一応これで原案と代替案C、代替案E、会長案、全部説明をいただいたという形になると思います。個人的には代替案Eがいいと思いますが、先ほど委員からもご意見がありました通り、Aについては(1)へ移したほうがいいのではないかとということについては私もそう思います。

あと、議論になっているオ、カについては、今までの皆さんのお話を聞く中ではある程度法律でクリアできるというふうに私は理解しました。

カについての考え方、私も非常に共感するところがありまして、これだけは何とかならないかなという感じはしますが、ただこれは20メートルだけの問題ではなくて、現行の13メートルの決定とも関係あるのではないかなと私は個人的には考えていますので、これは前から言っている意見ですけれども元となる計画をしっかりと全面的に改定をするという中で、これをもう一度改めて考えていくと。

私は現状では法律で担保できるというふうに理解をいたしました。皆さんの意見を聞いて主張は大体理解しましたので、そろそろ採決していただいてよろしいかなと思います。

(会長)

委員からそろそろ意見集約をとるの提案がありました。委員どうぞ。

(委員)

今の事務局の説明で、Aに関しては小淵沢町の山岳高原景観形成地域を考えていて、Iに関しては産業振興区域であるというお話ありましたが、だったらそれについて書いてくださいという感じです。

本当に事業者は文章しか読まないです。そして当然そこに今後、ただし書きが通ってできた場合に、当然それがこの文章通りであるということ、それが独り歩きしてくるんです。これは産業振興区域を考えたので、小淵沢町にIは適用されませんとは言えないですから「いずれかに」ならどっちでもいいじゃないかという話になってしまう。

別にこのメンバーが永遠に続いて、判断していくわけではありませんし、時間がたてば全く別の人たちが判断していくことになる。市長も変わる。職員も変わる。そういった中で文章だけが残っていくということを考えたら、この「いずれかに」というのは非常に危険です。特に産業振興区域というのは残念ながらこの諮問案の一番のきっかけではないと思います。たまたま、まちづくり計画と景観計画を考えたときに、齟齬があったのがこれもあったので、それが一緒についてきたというのが私ははっきり

言って本音だと思います。本来は小淵沢町の山岳高原景観形成地域に対してホテルの問題が起きたので13メートル以上を建てられるようにしようと思ったところに産業振興区域もついてきてしまったというのが実際だと思いますし、事業者としては、いやこれでいいじゃないか、書いてあるんだ、何が悪いんだ、そういうことが起こるということを、全て性善説で物事を考えていって、それによって法律がどれだけ悪用されたかということとは別に北杜市だけではなくて全国考えればもう十分あることです。特に私、今回こういうものができた段階で思いますけれども、100億円以上というのは莫大な金額だと思っていますけれども、海外から見れば全然莫大ではありません。私、実際自分の近くでも外国人の方がびっくりする値段で買っています。何千万円の中古物件が現場も見ずにネットで売ってしまうのです。向こうで見れば200万から300万円で買えている感覚なのです。

良いことばかりを考えないで、判断基準であって、法令でもないんですけれども、そこがきちっとしなければ、どんどん歯止めがなくなっていく。そういう現実があるということを本来だったら山岳高原景観形成地域の話だけではなくて、皆さんいろいろおっしゃるように、計画全体の中で変えていかなければいけない。それなのにそういったことを何も考えずに、とにかくただし書きで作らせようという、かなり無理なことをやっているわけですから、そこは一気に緩めてしまうのではなくて、きちっと厳格にしていかなければ、暫定と言ったって、できてしまえば50年、60年、100億円の建物だったら100年でもそこにあります。もし1年後に計画を全体に変えたとしても、そこに存在し続けるということをもう1回考えていただきたいです。

(事務局)

先ほどの発言した内容を補足させてください。確かに想定したもの、アについては小淵沢町、イについては産業振興区域と言いましたが、イについて小淵沢町に適用される場合というのは全くないとは言い切れません。

例えば今、山岳高原景観形成地域に既に13メートル以上の建物はあります。これらをもし建て替えたいなという場合には、こちらの方が該当になるパターンもあるのではないかと思います。マンションがあったり、それより高いホテルもあったりすると思いますので、それらを建て替えるときにイの条項を適用する場合もあることは否めません。

その上で、許可基準ではなく判断基準です。行政としてそういった相談を受けたときには、まちづくり審議会に諮問をして1件1件審査していただくこととなります。その中で委員さんから意見を集約して、適なのか、否なのか、13メートル以上を超えてもやむを得ないのかというようなと

ころをご判断いただいた中で、市としても、答申を尊重しながら進めていくこととなりますというような前提の判断基準というところでご審議をいただきたいと思います。

(会長) 委員からア、イについて区域が違えば記載してほしいというご発言を受けて、今、事務局から補足の説明がございました。それも含めまして、委員の皆様から他に意見ございますか。

(委員) 諸々ご説明ありがとうございます。委員のご発言は基本的には全てもったもなお話があるんですけども、今回の答申の性格から考えますと、今ご説明を伺った上で、やはり具体的には実際に諮問があったときに、しっかりとまちづくり審議会が議論をするという前提で細かい部分については議論するのが今回の性格上はふさわしいなというふうに私としては承知しました。

その上で、少し文言の修正を加えて、今の代替案Eの部分をそのまま判断基準の条件として細かく規定するのではないけれども、そのようなニュアンスを残すように盛り込むという形ではどうかと考えました。具体的には、離隔距離という文言をどこかに入れるということと、1年以内というのを、1年以内というのは少々縛り過ぎで今回については外しても、その趣旨を盛り込むということです。

離隔距離に関しては、会長案のところではアの中に「敷地の特性、建築物の配置の工夫、植栽等により」とありますけれども、ここの中に離隔距離の確保というような文言を並べておくということで、そういった部分を配慮せよというニュアンスを残しておくということです。

それからアのⅡのところにある「枯損した場合の植栽」に「1年以内」と盛り込めば一番委員の趣旨に合っていると思いますけれども、それでは縛りすぎだという委員のご意見もありましたので「速やかに」というような、やや抽象的な表現を入れてはどうかというふうに思います。

(会長) 委員から離隔距離の趣旨と「速やかに」というような形で1年以内を該当しようとするような文言を入れる形でご意見ございました。

(委員) 何度も大変申し訳ありません。もうみんな聞きたくないかもしれませんが、他になかなか市民の意見を反映する場がないので、しつこく言わせていただきますけれども、先ほどイに関しては産業振興区域ということで、20号線のところに木がという話がありましたが、私、高さに関しては別にどこであっても変わらないと思っています。

ですから離隔距離が建築物の高さの倍以上というのは、どこであっても

全く変わらないですし、特に今、山岳高原景観形成地域に産業振興区域が残ってしまったんですよ。そのときにたまたま建っていたから、仕方なくそこを産業振興区域と呼んだだけで、これからそこに産業振興をしようと思っているわけじゃないと思います。言ってみれば本来は北杜市に産業振興区域は無いです。要するに計画ができたときに工場があった場所が産業振興区域になっているだけで、産業がある区域です。ですから、今後、産業振興地域としてそこをどんどんやっっていこうというのは、少なくとも、白州町の山岳高原景観形成地域に残ってしまった産業振興区域をこれから伸ばしていこうというのは、本来は無いと思います。

そういった方向性ではなくて、もっと別の場所に産業振興をしていこうということはあると思います。ですから、そこであっても別に高さの倍以上の離隔距離があることは、何ら問題はないと思います。産業振興区域というものがどういうものかということをもう1回考えていただきたい。今、田園集落景観形成地域の中に残っている産業振興区域については、ある意味これからだんだん拡大していくということが望まれる場所もあると思います。

ただ、山岳高原景観形成地域に残ってしまったこの2つについては、たまたまあるということですから、そこを中心に考えるのは違うのではないかというふうに思います。

(会長) いろいろご意見ある中で、内容面の修正、会長案ベースの修正等も含めて議論がいろいろございますので、大きくは趣旨をどう盛り込むかに関わらず、形態としては2つの立地状況を想定しながらア、イのパターンで行くか、どういう立地状況であろうとアから力を一律満たすような形で求めるかで、細かな書きぶりについては、盛り込み方はどちらの形式をとってもあり得ると思いますが、形式については意見集約が進んでよろしいでしょうか。まず、どちらかにするかで、その上でベースとするものをどうするかというところで議論を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員) アとイか、アから力ということではなくて「いずれにも」か「いずれかに」で決を取った方がいいのではないかと思います。

(会長) アとイで「いずれかに」、アから力で「いずれにも」なので「いずれかに」「いずれにも」どちらの書きぶりで設けたいかということで決を取りたいと思います。「いずれかに」の場合は原案、代替案C、会長案の形で「いずれにも」の場合は代替案Eの形ですが、どちらの形で詰めていくかということで、まず意見を集約したいと思います。集約に関して何か追加でご発言希望ございますか。

(委員) アとイになったら必ず「いずれかに」ではなくて、アとイであっても「いずれにも」がいいと思います。

(会長) そうすると原案、代替案C、会長案は「いずれかに」なので「いずれかに」バージョンと、「いずれにも」に該当するものと、あと代替案Eのような形でこれも「いずれにも」という趣旨なのでという、3案の形で意見をお伺いしてよろしいでしょうか。

それでは順番に、挙手で1つ選んでいただきたいと思います。原案、代替案C、会長案の「いずれかに」という形でまず伺って、その次に原案、代替案C、会長案の「いずれにも」という形、最後に伺うのがアからカの代替案Eの形でこれも趣旨としては「いずれにも」です。最初は原案、代替案C、会長案で「いずれかに」「いずれにも」それぞれどちらかで審査するような作りになっています。

「いずれかに」の形式がいいと思う方は挙手をお願いします。

[挙手：2名]

(会長) お2人でよろしいですか。続いて、原案、代替案C、会長案のような形で「いずれにも」がいいという方、挙手をお願いします。

[挙手：6名]

(会長) 6名ですね。最後に代替案Eのように書く形で「いずれにも」を求めればいいと思う方、挙手をお願いします。

[挙手：1名]

(会長) 今のところ一番多いのが6人に挙手をいただいた原案、代替案C、会長案がベースだけれども「次に掲げるいずれか」ではなく「いずれにも」の形が最多意見ですが、よろしいでしょうか。お間違いないですね。

あと、詰める際のベースとして、原案が事務局としてはベスト、私は会長案でいけますかと確認したところ会長のこだわりがかなり反映されているけれど事務局としてもありということなので、3案見比べるのがいいのか、原案ベースで、あるいは代替案Cをベースに直すのか、この辺りご意見をいただければと思います。

(事務局) 今、投影しているのが会長案をベースに委員の意見を追加したもので

す。その上で、先ほど「いずれかに」「いずれにも」という部分が議題になっていて「いずれにも」となってしまうとアとイの両方を満たさないといけなくなります。そうすると産業振興区域の場合、木が植わっていないといけないことになると、運用上こちらとしても苦しいなと思いますので、その理解をもう一度確認したいです。

(会長) 委員の皆様から先ほどの挙手では「いずれにも」が6名の委員からご賛同をいただきましたが、運用としては今のような形だと主として産業振興区域で事実上無理になるということでご指摘ございましたが、それを踏まえた上で何かご発言希望ございますか。

(委員) 白州町の工場を2ヶ所、3回行ったことありますけれども、あんまり詳しいわけではありませんが、あそこは実際山岳高原景観形成地域に入っているわけで周りにはかなり木もありますよね。もしその中で、今ある建物を13メートルから5階建てに建てるとしても、当然、山岳高原景観形成地域ですから、樹木でしっかり遮蔽するということは、別に求めて問題ないと思います。

(委員) 「いずれにも」ということになるのであれば、イの方は要らなくなるかもしれないというようなことでしょうか。元々の作りとしてイの方が植栽のような細かいことを要求しないで溶け込むと言っているのも、もし「いずれかに」というものが「いずれにも」と変わるのであれば、イは要らなくなるということになるのでしょうかということと、今、委員おっしゃるように今の会長案の書きぶりがそこまで厳しくはないのではないかとすることは結構あり得るかなというふうに、この程度のものを要求してもいいのではないかとすることも有り得そうですけれども、その判断は、私はつきにくいので改めて伺いたいなと思います。

(事務局) 確かに今、森の中に建っていればいいのではないかという意見もありますけれども、今回せつかくただし書きをつけますので、あらゆる場面を想定いたしました。例えば大泉町にも13メートルを超えたホテルがあります。小淵沢町で言えば先ほど話に上がりましたスパティオ小淵沢といったものもあります。それらが山岳高原景観形成地域にあるから、必ずしも木に覆われているというわけでもなかったもので、こういったイという条文も必要ではないかということで書き分けをさせていただきました。

さらに13メートルを超えるマンションなども山の方にはいくつか点在しておりますので、それらがもし仮に建て替えをするといったときに、もう元々見えているような状態だったので、間に木が無いということになっ

てしまうと建て替えすら組上に載せることができなくなってしまいますので、私達は「いずれかに」というような形をご提案いたしました。

確かに厳しく言うのであれば全てに該当した方がいいのは間違いありません。ただ場面場面を想定したときに、まず一つの要件で適合するので、判断基準としてクリアしました。その上で現場と事業者からの提案を見ていただいて、まちづくり審議会でご審議いただいて、適とするのか否とするのかを判断していただければいいのかなと考えておりますので、組上に載せられないような条文に今のままだとになってしまうのかなというふうに思いましたので、こちら側で想定しているものもご説明させていただきます。

(会長) 事務局から先ほど6名で「いずれにも」の支持が多かったわけですが、その際の懸念点が示されました。それに関連して、ご質問等ございますか。その上で結論変わらないかというところでお伺いします。

(委員) いちいち反論させていただいて申し訳ないんですけども、今ある建物でもう既に5階建てがあるという話があります。それに関しては私、結構過去からの新聞等々、いろいろ調べさせていただきました。なぜこの13メートル以下というのができたかという、そういったマンションに問題があるということで、13メートル以下という意見が出てきて、まちづくり計画、景観計画ができた時に、13メートル以下という規定ができました。

小淵沢町だけがたまたま、それよりも前に何もないうきに20メートル以下でも1つの歯止めになるだろうということで作ったものが、私は本来このときにまちづくり計画もきちっと変えて、13メートル以下にするべきだったと思いますが、それをせずにそのまま残してしまったのが、今日の問題になっています。実際に署名を集めた中で、マンションがあるから非常に問題だということも言ってらっしゃる方もいらっしゃいましたし、大泉町のホテルに関しては、相当な離隔距離です。100メートルではないと思います。そういったもので特に南側については、大きな敷地があるということは1つあります。ただ、それをまた同じように20メートルのものを建てさせるということは、皆さん誰も望んでないです。あれは条例前にできてしまった既存不適格だから仕方がないと思って我慢しているんです。

スパティオ小淵沢に関しても、アレはねと言う方がずいぶんいらっしゃいました。ですから、方向性から特にただし書きを出していらっしゃる市の側というのは、何とかして高いものを建てさせたい、リゾート地から都市化を目指しているのかわかりませんが、それは実際にこれまで謳

われている市の移住定住促進で毎日どこにいても別荘のような暮らしができるとか、そういったものと大きな違いになっています。そこら辺の齟齬が、言っていることとやっていることの違いになっていますが実際にここに住んでいる人たち、特に移住者が多い山岳高原景観形成地域、そして白州町はたまたま前から工場があった場所ということも、もう一度考えていただいて、ぼんやりとしたものにするのか、先ほど皆さんアとイの「いずれかに」ではなくて「いずれにも」ということで答えていただいたことは、1つ私はほっとした部分ですけれども、そこは新たに考え直さないでいただきたいということと、イという部分を完全に消してしまうと、逆にせっかく出ている眺望や日照というものは消えてしまうので、ここは残していただきたい。そして少なくともアとイの「いずれにも」というところで生かしていただきたいというふうに思います。

(委員)

今の委員のご説明を伺った上で、やはり既存不適格を残すような方向にはならない方がいいというのと、アとイの書きぶりが抜け道になるおそれがあるというようなことはやはりあると思いますので、「いずれかに」ではなく「いずれにも」というふうにして20メートルというものを許可する以上は、厳しい景観の要件を求めるといふようなところで決着するのが、今回ふさわしいと私は思いました。

残すのであれば、書きぶりとしてバランスが悪く見えるのでイの方を先に持ってきて、まず前提として眺望や日照を著しく阻害しないと、その次により具体的な案件として植栽によって、きちっとやるというような並びに変えるのが見やすいように思いました。

(事務局)

先ほど、白州町の産業振興区域の事例も出ましたけれども、皆さんに想像していただきたいのが「いずれにも」となった場合に、20号線沿いの元々木がないところに工場がある産業振興区域についてはアの部分は元々木がないところに対して「いずれにも」となってしまうと既存の飲料工場であるとか、そういったところが全くもって俎上に乗らない状況になってしまうというのはイメージとして持っていただきたいというのがあります。

イの部分については、それを補う部分として入れてあるというところの観点から、案とすれば「いずれかに」というところになります。アの部分は既に木があるところで植栽をしてほしいという趣旨で、もちろん工場が老朽化で建物を建てる場合に植栽をしてくださいという言い方もできるだろうと考えられますけれども、ア的前提はあくまでも周りに木があるという前提を想定しているというところで違いがあるというところをご理解していただければと思います。

(委員) 事務局のご説明はよくわかりますが、その上でどこが落としどころかなというふうに思います。今の今の書きぶりが、現にあるものについていろんな条件を考えるとそうなるということは理解いたしましたけれども、それが抜け道になってはいけないということもありますので、基本的な理念がきちっとこの表現の中に盛り込めるようにならないといけないということがありますので、例えば今のようなケースについては、本来としてはゾーニングの問題であるというようなことで将来に解決方法を委ねるということにして、答申としては理念をきちっと組み込むような格好で行ったかどうかというのが現時点では意見として思いました。

(会長) 事務局から「いずれにも」とした場合の懸念について詳細な説明がございました。その上でご意見ご質問ありますでしょうか。

(委員) 先ほど、事務局から既に工場とかある中で樹木がないような場所も想定されるということであれば、例えばアのところで「次のⅠおよびⅡの要件を満たすものであること」の次に「ただし」ということで、ここの規定を適用しないようなことを書き加えるといったことも検討したらどうかと思ったのですが、そういうただし書きを付けることによって「いずれにも」としたときに、そこが解決できるのかどうかそこに関して事務局の感覚を教えてください。

(事務局) 委員のご質問ですけれども、文章的な作りの話だと思えます。両方に該当しなくてはならないと言っておきながら、1つの条項を打ち消してしまう規定の書き方というのは、矛盾が生じているのではないかと思います。それであるならば、あらかじめ選択性のある「いずれかに」にさせていただいた方が文章としては完成すると思えます。

そしてもう1つ、既存不適格という言葉が先ほど出てきているところもありましたけれども、例えばマンションで区分所有しているようなパターンがありますので、13メートルを超えるものを13メートル以内に建て替えをすることになると、区分所有なのでマンションは皆さん権利を持っています。その方々がそれぞれお金を出して建て替えることが想定されたときに、5階建て部分の権利を持っている方が3階建てまでしか作れないことになると、権利が侵害されてしまうおそれがあるので、その部分を見越しての今の提案でしたということも追加させていただきます。

(委員) 話があちこち行ってしまっていますが、先ほどの委員の意見は私も賛同しておりまして、あとは書きぶりの問題かなと思います。今の議論、北杜

市の意向としては、企業について限定すると今、北杜市内でやっている企業さんが拡張するとか、増設をする場合には、この規定ができた場合に結局何もできないというのは困るというふうに私は受けとめました。

もしそういうことであれば、例えばアの敷地の特性という文言の前に「新規に進出する企業については」という形で書き加えて、イについては委員がアの上に持ってきた方がいいのではないかとおっしゃっていましたので、全体に掛かるものとしてイがありますと、その次に既存建築物について、特にその新規に進出する企業については、Ⅰ、Ⅱも守ってくださいねという言い方であれば、今の北杜市の意向がある程度反映するならば、そういう書き方もあるのかなと思いました。

(会長)

いろいろご意見いただいておりますが、いずれにしても書きぶりとはともかく、条件の懸念を「いずれにも」を維持した上で懸念を解消する方策を求めるか、あるいは「いずれかに」の方がと事務局が懸念を示した上で意見が出ておりますが、意見あるいは委員からのご発言を踏まえまして、それでも「いずれにも」が今回はいいだろうというご判断で変わりないかということで、いかがでしょうか。先ほどの採決の際に「いずれかに」という原案ベースの表現の支持は2名で、代替案Eの形の支持は1名、残る6名の委員の皆様は「いずれにも」という形のAとIの形式の支持ということですが、今出たような懸念などを踏まえて、いかがでしょうか。

(委員)

私も委員、委員と同じ意見でして「いずれにも」にしておいて書き方で考える形。例えば既存建築とかを改修、拡張に限ってとか、そういう言い方がいいのかはわかりませんが、そういうふうにしたらどうかと思います。要は新たなものを作ることではなくて、今あるものの改修とか拡張ということでもいいのかなと。

今日出た話なので書きぶりについてははっきり言えないのですが、新たなということについては委員の話でもいいとは思いますが、そう書いたらいいのかなと思います。

(委員)

委員、委員がおっしゃったようなところの流れの中で私も修正していくのが良いのではないかというふうに思います。既存不適格は少々強い言い方ですけども、既に建っているものに関しても、今回の判断基準に行く時点で、一定の努力を求めるような書きぶりがふさわしいように思いますので完全に除外してしまうのではなく、既存建築物については可能な範囲で合理的な対応を求めるような書きぶりを入れるというようなところでどうかと考えます。

(会長) ご発言いただいた委員の皆様の内容ですと「いずれにも」を維持するのが望ましいという観点でのご発言が続いておりますが、その上でいずれの委員も、既に立地しているものについて、排除ができるような規制を盛り込む形で「いずれにも」を維持すべきではないかというご発言ですが、他にいかがでしょうか。

とりあえず先ほどの「いずれにも」ではなくて今の懸念を解消するには「いずれかに」の方がいいと意見を変える委員はいらっしゃらないということよろしいでしょうか。「いずれにも」ベースでの書きぶりの形よろしいですか。

その上で事務局からⅠのところに入っている「ただし、既存施設についてはこの限りではない」というような形で木の植栽の部分については、ここにやる場合、Ⅰはどのようなのでしょうか。周辺にあるやつを前提で中高木を前提にしたような規定ではなくて、道路に面したところも境界には木を植えてほしいという趣旨で、既にⅡでも一定の樹木は立っているのそこは適用されるからこのままでいいのか、ただしの部分がⅠだけでいいのか、Ⅱも含めて入るのが正しいのか。ここは、事務局はⅠの方で良いということでしょうか。

(事務局) Ⅰは書きぶりとして、木があるか、木を植えるかです。Ⅱはその木がなくなってしまった場合どうしますかということ。

(会長) そうするとこの書きぶりだと、その木がなくなったというのがⅠの条件で除外されたところ、Ⅱは除外というのは審査段階では確かに対象になるんですが、何となくモヤモヤしますが判断する段階だから別にこれでいいのか、ⅠとⅡが車の両輪だとすると、ⅠとⅡで除外規定の方がいいのか。

委員の皆様からいかがでしょうか。こういう形で先ほど事務局から意見として示したのものにも、判断基準なので対応し得る余地を残すと。

(委員) 先ほど私が申し上げたのは既存施設についても、この限りではないけれども、合理的な努力を求めるような文言を入れてはどうかというようなつもりで意見を申し上げたのでここに入ればいいなとは思いますが。

しかし、前段の規定等で特段の配慮というようなことも書かれてはいるので「この件についてはこの限りではない」と書く形でも、努力を求めていることになるかと読めればそれでも良いのかなという感じです。

(委員) 皆さんの意見を聞いていると、そこに住んでいる人って誰もいないのかなという印象を受けます。事業者をどうやって活かしていくか、企業どれだけ進出させていくか、それしか見えてないのかなという大変残念な気持ち

ちになります。この中で、既存施設についてはこの限りではないというふうにしてしまうと、私も20号線沿いのどこまでが山岳高原景観形成地域なのかよくわからないんですけれども、その真ん前まで山岳高原景観形成地域ですか。実際に山岳高原景観形成地域というのは、まちづくり計画で言えば森林共生区域ですし、森林を残していこうということが大前提の地域です。

ですから、既存施設については、ずっと永遠にこのままでいいですよというのは、私は違うと思います。そこにたまたまあったからそれを全部、条例を作ったときに建て替えるということはできないからそのままになっているだけで、当然建て替えるときには守ってくださいねというのは基本で、もう14年間来ているわけです。そこについては、こういう書き方をしてしまうと別に20号線沿いじゃなくても、小淵沢町であっても、山の上のホテルであっても、みんなこの限りではないということになってしまうので、逆に私は入れることがマイナスになると思いますし、今のいろんな議論の矛盾というか、そういうものの根底にあるのは、このまちづくり計画と景観計画の問題です。山岳高原景観形成地域の中に産業振興区域がある。そしてそれは別に、これから振興していく地域でもないし、新たな進出を求める地域でもありません。そういうものがある中で無理やりこのただし書きを作るといふことの、私は根本的な問題が今現れていると思います。それを今、本当にこれをやる必要がないのに無理矢理その2つの計画の齟齬があって現実とかけ離れている部分があるにも関わらず、無理矢理やろうとしている。

ただ少なくとも、基本はここが山岳高原景観形成地域であるということをお忘れずに、これからそこは工業団地にするつもりでも何でもありませんので、もし工業団地にするつもりであれば、計画を全部変えればよいと思います。それをしない限り、無理矢理やるのであれば、今やはり山岳高原景観形成地域の基本理念、山の眺望、森林を守るといふところの原点をお忘れずにやっていただくには「既存施設についてはこの限りではない」というのは、私は問題があると思います。

「いずれにも」として、ここの部分は取らないとバブルの時代に建てしまったマンションも、今後永遠にその高さで残すのか。実際周りにはかなり家も近くに建てていますし、非常に問題があるので、そのマンションに住んでる方々に聞いたら当然その方は今後建て替えるときには3階建てにしなくてはならないことは理解していますと市議会議員の方ですけれどもおっしゃっていました。

(会長)

委員からご発言がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。委員からは、このただし書き部分はない形で「いずれにも」が望ましいとのご

発言でした。今、事務局が投影しているのは13メートルというのを入れた形ですね。「ただし」のところで先ほどよりも既存の前に「13メートルを超える」というのが明確に入った形で、これは事務局の新規の提案でしょうか。

(事務局) 先ほどの既存施設というと、全ての建物になってしまうと思ったので、より特定しようと思いました。

(会長) 既存でも高さがオーバーしている不適合の分だけという形ですね。ただこれだと、先ほど出た事務局はそもそもこのただし書きのところに、出発点になった20号線沿いの工場等は既に13メートルを超えているのでしょうか。

(委員) このただし書きのところだと、既存の施設についてはというと、20号線沿いで木が無いところ以外も含めて除外されてしまうというふうに読めてしまうので、既存の施設で現に樹木、植栽がない箇所については、この限りでないとして特定の方がいいのかなと思ったのですが、それも条件として厳しいのであれば別途考えなくてはならないのかなと思いますが、この書きぶりだと、施設全体が除かれてしまうという懸念があります。

(会長) 委員からただし書きを入れる前提で、書きぶりとして想定したようなところで書くのが正しいのかということで、この書きぶりのままでは懸念があるということで、ご発言がございました。

ただし書きを入れる前提で「いずれにも」は変更すべきだというご発言ごさいませんが、ただし書きは入れた方がいいということで委員の意見は一致している形でしょうか。委員から反対ということでご発言があったことは忘れておりません。

他の委員の皆様、ただし書きを入れる形で「いずれにも」という路線でいいでしょうか。それとも委員がおっしゃるようにただし書きを入れない形で「いずれにも」であるべきだというご意見、2つの選択肢の中でいかがでしょうか。

(委員) ただし書きを入れることについて、いいと思いますが、入れる場所として私は上の方に入れたらどうかと思います。「次に掲げるいずれにも該当するものを言う。ただし」ということで読めば、アも、イも、こういう既存の施設には、それぞれの今のものを認めますという範囲にしなければ、植栽だけを言いながら日照権のところには何も言わないということはどうなのかなと思います。要は「いずれかに」から「いずれにも」となったこ

とによって、ただし書きを上に入れた方がいいのではないかというふうに感じます。

そしてもう一点、委員の発言で、距離の確保というのを新たに入れたらどうだというふうに話がありました。ここは建築物の配置の工夫という中で読み込めるのではないかということから、不要にしてもいいのではないかというふうにも思います。

(会長) 委員から、ただし書きの位置についてと、後で議論する離隔距離についてのご発言もありました。ただし書きの位置ですが、委員のおっしゃる箇所に入れるとア、イのいずれもただし書きの対象になるという形で、要するに除外の対象になってしまいますが、イは、既存のものでも満たすべきであればどこかに入れるしかないという形ですが、委員の皆様、関連してご発言ございますか。

(委員) 基本的に納得できていない部分ではありますが、これをベースにすると、先ほど委員がおっしゃったように、実際に植栽とかが植えられる場所、そういうところがあるもの全てに掛かってしまうので、私は「ただし、この限りではない」ということではなくて既存施設の拡張ではなくて、既存施設の建て替えの場合にもアとイに関しては条件を満たすように最大限努力するとか、努める形で、除外を前提にするのではなくて、あくまでもアとイに関しては、満たすようにしなければならないではなくて、敷地条件の許す限り最大限努力するとか、そういった形にしてはどうかと思います。

(会長) 委員からご発言ございました。今の趣旨でもし修正するならば、アのところで既存施設については努めるという形でしょうか。

(委員) 既存施設については「敷地等の条件が許す限り最大限に守るように努める」とか、あまり日本語として良くないですけども「この限りではない」ではなく。

「この限りではない」というと何もしなくていいことになってしまうわけです。だからそうではなくて、あくまでも基本的にこれを守ってください、と。ただ条件上、どうしてもできない場合があれば、そこは努力義務にするということで、拡張ではなくて、建て替えの場合です。新たに建てる場合は山岳高原景観形成地域なので他の会社と同様にやってくださいということで、あくまでも建て替えに関しては、わからないですけど「敷地等の条件が許す限り、アとイの条件については最大限守るよう努める」という趣旨の言葉を入れていただきたい。

(会長) これはアとイの条件で今の場所に入れるのがいいのか。入れる位置としては自生、植栽が難しい場合の既存建築物の建て替えの場合。

(委員) 「いずれにも該当するものをいう。ただし」

(会長) そこに入れるということですね。アとイの両方について努力でいいという形になりますが、それで間違いないですか。そこに入れると結局アとイの両方に関わってくるのでいずれも努力できたらいいという形になります。何となく私の解釈としては、より既存のものに大きな余地を与える形で、むしろアに書き込む方が狭くなると思います。

事務局からの具体例としては20号線沿いのお話でしたが、既に使っていて樹木の植栽をするのは無理なところがあるので「いずれかに」ということで「いずれにも」が委員の中でだとその縛りを緩くしようということなので、委員のご提案もアのIのところへ入れる形で文言の大きなイメージとしては「既存の建築物の建て替えで今の立地の特性、制約で満たせない場合は最大限努力する」とかそういう趣旨のものが入る形で、この限りではなくて、努力義務規定のようなことを努めるということで、あくまでも努力をなさいと。ぱっと私も思いつきませんが、趣旨としては土地の制約でできないというような趣旨を入れたいということですよ。だから何でもかんでも認めるのではなくて、具体的に立地上これ無理だろうという既存のものに限っての意見でしょうか。

(委員) 立地の制約によってとか、そういう趣旨を。

(会長) 既存の建物については立地の制約か、敷地の特性がよくわかりませんが、現に建っているもので土地の制約上どうしてもこの中項目の話が満たせない場合は最低限努力してほしいという趣旨を入れてほしいということなので「この限りではない」と違って努力を最大限求めるというところを入れるべきだという観点でのご提案です。

おそらく趣旨としては、土地の状況等で必ずしも満たせない場合は努力してほしいという趣旨ですよ。「土地の状況を考慮し、最大限努力する」これでもいいですか。

「土地の制約等が厳しい既存の建物については最大限努力する」とかいう趣旨ですよ。今のだと「既存建物は状況を考慮して最大限努力する」なので。

(委員) 既存建物の建て替えについては

- (会長) 「土地の状況等による制約がある既存の建築物の建て替えについては、最大限努力するものとする」みたいな感じでしょうか。
- (委員) 「既存の建物については」というと、今何かしなければいけないというふうに見えてしまうので、既存の建物の建て替え、新規に建てるものではなくて、あくまでも建て替えであるというところは入れてほしいなと思います。
- (会長) 会長の判断としては「ただし、立地の制約等がある既存の建築物の建て替えについては最大限努力するものとする」でよろしいのでしょうか。何を努力するのか書いたほうがいいのでしょうか。「ただし、立地の制約等がある既存の建築物を建て替えについては」。
- (委員) 「アとイについて最大限努力するものとする」
- (会長) これはあくまでⅠ「自生等している又は植栽するものとする」のところのただし書きなので、アとイにすると他にくっついてしまいます。いかがでしょうか。敷地の制約がない既存の建築物の建て替えは、これを守って欲しいというのが趣旨なので「敷地の制約がある既存の建築物の建て替えについては、最大限努力する」でよろしいですか。
- (委員) 何だか目的語がない気がするのですが。
- (会長) 「最大限植栽に努めるものとする」とかでしょうか。Ⅰのところのただし書きを適用するところなので、さすがに自生している残置森林があることはないと思うので、ただし書きだと植栽を努めるということだと思うのですが。
- (委員) 「立地の制約のある既存建物の建て替えについても、条件を満たすよう最大限努力する」。
- (会長) 「ついでに」でしょうか。「ついでに、条件を満たすよう最大限努力する」ということで。「立地の制約がある既存の建築物の建て替えについては、条件を満たすよう最大限努力するものとする」。
- 「努力することで変えることができる」まで書かなくても「努力するものとする」で、この「ただし」が適用されると解釈して大丈夫でしょうか。趣旨として原則は前半部分で、ただ20号線沿いのようなところの制

約あるものは、判断する際もあるよという摘要なので、この書きぶりでもいいのでしょうか。

(委員) 「最大限努力する」というのが何にというのが見えてこないの、直しますけれども、「植栽等の実施」でしょうか。土地利用の状況を考慮し、のような感じでしょうか。

(会長) 「植栽等を行うことに最大限努めるものとする」でしょうか。細かなところは、てにをはなので趣旨としてこういう書きぶりで、特にご提案があった委員よろしいでしょうか。委員の皆様を確認ですが「ただし、この限りではない」の代わりに「ただし、最大限努力する」を入れる形ということですが、委員、お願いします。

(委員) 基本的には私これで良いのですが、増築の場合これはどう読めますかということを確認したいのですが、例えば基準通り作っている建物が上に伸ばして、というケースです。それは当然、建物が動かないので植栽はできないため、やらなくていいと思うのですが、この文書でそう読めるかどうかということを確認したいです。

(会長) これは改築だけが限定なのではないでしょうか。建築物の建て替え、新築、増築、改築といったらどうなのでしょう。

(委員) 建て替えの場合、場所は動かさずけど、増築はそうはいかないので。

(委員) 「等」が入っているので、そこでカバーできるのではないかと思います。そういったところまで書くと長くなるというものもあるので「等」の中で読めるのではないかと思います。

(会長) 既存なので新築ではなく増改築ですね。読めるのではないかとということですが、委員いかがでしょうか。

(委員) 読めるならばいいです。

(会長) 増改築を含み得るような形で、例えば既存のもので判断の場に上げることができるような形のただし書きですが、取れるのならば最大限求めるという作りになっていますが、よろしければ追加でご意見をいただければ。

(委員) 建て替えと言った場合、建築物の再配置をすれば植栽が可能になるので

はないかなと思ったのですが、そうすると、増改築については最大限努力してくださいと。

(会長) 建て替えの場合はどちらかといえば例外ではなく再配置等で。

(委員) 全く同じ規模のものを建て替えるというのもあるので、そうすると増改築で上に伸ばす場合については、既にそこに木が無いので努力しようがない。そういうことであれば、努力のしようがないので、ここは努力したけれどもできませんでしたという形になってしまうことになる。

(事務局) 事務局から提案があります。文言の細かい話が続く状況になっておりまして、トイレ行きたい方も、もしかしたら皆さんいらっしゃると思いますので、一旦ここで5分ほど1回休憩を挟んでいただけたらどうかというご提案をさせていただきます。

(会長) それでは、委員の皆さん一旦休憩を挟みたいと思います。

[休憩]

(会長) 細かな文言は事務局の方で調整いただくとして、趣旨としてはこういう文章を入れた方がいいということでは委員の皆様にご一致しました。入れる場所もここでよろしいでしょうか。一応、最後の確認ですが、Iのところに「ただし」が入るということでよろしいでしょうか。特に異論がなければ、表現は事務局で微調整はあるかもしれませんが、これを趣旨としてこの場所に入れるということではよろしいでしょうか。

では、確認する前に会長案をベースに修正する形で進んでいますが、会長案も別に100点満点のものではないので、特に意見をお出しいただいた委員から、会長案よりは委員の意見の方がいいとか、あるいは原案の方がいいというご指摘含めてありましたら、会長案ベースで修正していますが、原案に戻した方がいい、代替案の書きぶりで書いてもらった方がむしろ望ましいというご意見あれば、この(2)のところについてご意見いただければと思います。

(委員) 先ほど申し上げていた、アとイの順番に関してですが、もし皆さんご異論なければイの方を先にさせていただく方が、バランスが良いかと思いません。

(会長) アとイの順番を並べ替えて、今のイをアにして今のアをイとするとのこ

とですが、ご異論なければそのようにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

ご異論なければ会長案ベースのところ直し、あと先ほどあったご指摘の中では、議論の中で離隔距離に関する文言をアのところに入れてはどうかということと、イのところ1年は縛れないので「速やかに」のような形で早期の対応を求めるような根拠を入れるご提案がございました。

大きなものとしては合理的な理由については(2)のところではないですが、(2)に入れないのであれば(1)のところに入れるべきだということのご意見ありました。

そして(2)に関わるところで委員から強くご発言ありました。背景を含めてご発言あった離隔距離に関する文言を改めてというか、委員から今の配置の工夫等入り得るから要らないのではないかというご意見もありましたが、入れる方がいいというご意見もありますので、この辺りをどう考えるかということ「速やかに植栽する」のところ、これはⅡのところに入るような形です。

この点についていかがでしょう。委員どうぞ。

(委員)

いくつかありますけれども離隔距離に関しては、そこに離隔距離という言葉が入ったことはいいんですけれども、しつこく申し訳ありませんが「高さの2倍以上」というのを入れていただきたい。離隔距離の確保というのは、今、まちづくり計画では2メートルになっていますから2メートル確保したからいいんだという話になってしまったら困るので、少なくとも20メートルの高さを山の中に建てる以上は、高さの2倍以上ということをお願いしたいです。「速やかに」というのはなんですが、そこは仕方ないかなと思います。

それからもう一つの話が、この部分の文言と離れるんですけれども先ほど会員が林地開発において周囲30メートルということをおっしゃって、私どう考えても見たことがないと思って、今全部文章は調べられませんでしたけれども、知っている方に聞いたりしたところ25パーセントということ言われていたので、申し訳ないんですけれども事務局の方、はっきりした根拠を元に話を進めたいので林地開発の残置森林割合、全体に30メートル残っている林地開発の案件というのは現実に見たことがありません。林地開発はいくつもあるんですけれどもそれがなくて、周囲30メートルも残っているのであれば全然問題ないのですが、そんなの一つもありません。あくまでもどこかに偏って25パーセントというふうに私は理解しているので、そこはきちっとした根拠を元にお話を進めたいので調べていただきたいと思います。

(会長) 最後のは、要望ですので事務局の方で調べる形でよろしいでしょうか。それ以外の2点についてはご意見ですが「速やかに」は「速やかに」で、やむを得ないのではないかとということで、この点は1年以内というご提案の代替案Eを出された委員からも「速やかに」という趣旨でもやむを得ないという形でご発言ありました。委員の皆様、Ⅱは「速やかに」という事で早く植えなさいということ判断の際に求めるということよろしいでしょうか。では、ここはこの形で確定しました。

もう一つ大きなところで離隔距離、やはり具体的な数字を入れてほしい、入れるべきだという観点で委員からご発言ありましたが、これはいかがでしょうか。今の修正のところだと具体的な数字を外した形で入っていますが、解釈としては2つありまして明確に外すべきだということと「離隔距離の確保等により」がその後ほとんど見えずにかかっているので相当な距離がここで確保せざるを得ないという解釈もできると思います。

(委員) 今、委員の残地30メートルの部分ですけれども、林地開発許可制度、林野庁のホームページから資料出したものになります。開発行為の許可基準等の運用について、というのがあります。その中で、添付する書類の中の「主な開発行為目的別の区域内の残置森林との割合および森林の配置等」というのがあります。

小淵沢地区ですが、例えばですけれども宿泊施設とかレジャー施設の設置というようなものは、原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。建物敷地の面積は、事業区域の面積がおおむね40パーセント以下というような基準がもう明確になっております。例えば工場、事業場の設置の場合も、おおむね30メートル以上の残地森林または造成森林の設置です。あと住宅団地、これも周辺部に30メートル以上の残地森林または造成森林というように開発行為の目的別にそういった基準が記載をされております。別荘地も30メートル以上の残地森林又は造成森林というふうになっておりますので、ほぼそこに30メートル以上という基準は書かれています。

(委員) 全部ですか。

(委員) 周辺部です。

(委員) では、太陽光だけそこに入らないということですかね。今まで実際、北杜市で大量にある林地開発は全部太陽光なので、太陽光に関しては30メートルが入ってないから、ギリギリまでできてしまっているという事実でしょうか。

(委員) 太陽光については私もそこまで調べてはいないんですが、おそらく別の基準があるのではないかなというふうに思います。

(委員) 建築物の場合は、30メートルは確保されるということですか。

(委員) 今申し上げた別荘地、スキー場、宿泊施設、レジャー施設、あと工場、事業場、住宅団地もそうですね。そういったものは周辺部です。周辺部におおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林というふうになっています。

(委員) わかりました。確認させていただきます。普段は山梨県の林地開発の手引きというものを見ているんですけども、建築物は今まであまりなかったの、そこは見させていただきます。

(会長) 今回対象になる建築物については残地森林、造成森林等の縛りがかかるという形でのことです。その点でとりあえず本日の議論は進めたいと思います。その部分は引き続き事務局にお調べいただくとして、離隔距離については皆さんいかがでしょうか。今の書きぶりでもいいか、具体的な数値を入れるよう変更すべきか。

特にご意見なければ意見を集約したいと思います。特にご発言希望よろしいですか。

(委員) 20メートルでお願いします。倍にしないと2メートルになってしまいます。残念ながらまちづくり計画で2メートルというのがあるので、それになってしまわないようにということなので、これだと法律上だけになってしまうので、そこはぜひお願いしたいと思います。

(会長) 離隔距離で、解釈としては距離を入れる方法と離隔距離を書くことにより「ほとんど見えず」と掛かるので、一定の距離がない限りは、総合的なところはほとんど見えなくするので、2メートルでは流石にというふうにも思わなくもないですが、書きぶりとして明確な距離を入れるべきか、あるいはこの書きぶりかというので最終的に意見集約したいと思います。委員から確認しておきたい点等ございますか。

では、今提示されているのが離隔距離の明確な距離について入れない形と、入れるべきだという委員からのご指摘と2案ございますので、伺いたいと思います。原案の形で入れない形が良いと思う委員は挙手をお願いします。

[挙手：7名]

(会長) お2人を除いて挙手があったということでよろしいでしょうか。お2人は距離を明確に数値入れるべきだという形ですね。7対2ということで、意見集約としては「離隔距離の確保」という形の文言で決したいと思いません。

では(2)全体通して、ご発言よろしいでしょうか。かなり熱のこもった議論をしていただきましたが、(2)についてはこの形で確定してよろしいでしょうか。それとセットで(2)についてはこれで確定しますが、委員から代替案EのAのところ、委員が(1)の方に入れる形で対応すればいいのではないかとのご意見ありましたが、代替案EのAにある合理的な理由的なところを、(1)なので前回の確定内容ですが、入れるなら(1)に入れるということですね。

何らかの形で「合理的な理由」が、代替案Eご覧いただいたのとおりですが13メートル以下の高さ制限を守ることができない場合。

(委員) (1)に入れるということで、今既にAとIがあるところのどこに入れるかということですがけれども、一番上に入れるのがふさわしいのではないかと思いますので、先ほどの案にあります所の「13メートル以下の高さ制限を守ることができない合理的な理由があること。」というのを一番新しいAにして、既存のAとIは繰り下げというのでいかがでしょうか。

(会長) このA、Iの上に代替案EのAを入れて今のAがIに、IがUになるような形で委員からのご提案ですが、いかがでしょうか。入れるべきだという観点でのご発言ですが、入れなくていいという意見、あるいは入れるべきだけれど、ここではないというご意見を含めて、他の委員からご発言希望ございますか。具体的に出ているのは代替案EのAの書きぶりを入れて、今のAをIに、IをUにする形で入れるべきだという観点でのご意見です。

(委員) 13メートル以下を守る合理的な理由がないというところですが、事業者、開発会社側がいろいろ書いてきても、それを合理的な理由と認めるかどうかというのはなかなか難しいと思うところです。そもそも事業規模100億円を超えるものとか、市と連携協定等を結ぶものというようなものを条件としておりますのでそれに該当すればいいのではないかと私は個人的に思っています。結局、合理的な理由を出すというのは、事業者の方で

いくらでも書けてしまうことになってしまいます。それが合理的ではない、ということが市として言えるのかどうか、というところを踏まえますと、あまり意味がないのかなというふうにも思いますので、私はこれは入れなくていいのではないかとこのように思います。

(会長) 入れなくていいという理由としては、実際に合理的な理由を判断できるのかという観点で、むしろ入れない方がいいのではないかとこのご意見がありました。入れるという意見と入れないというご意見がありますので、どちらかで意見を集約しますが。

(委員) この諮問案に対して、できるだけ建てさせたいという立場に立つのか、できるだけ山の景観を守って無駄に建てさせたくないという立場にあるのかによって意見が根本的に分かれるところではありますが、何度も何度も言いますが、この山の中に企業誘致をしようという、全国で最初の北杜市になる場所です。こんなことを考える自治体は他にはないです。ただ、そこにおいてこれをやろうとするには、どうして13メートルでは絶対にできないのか。この山の中に13メートル以上じゃなければいけないのか。できるのにやる必要はないわけです。

いくら100億円以上であっても実際に散々最初から問題になったリゾートトラストが、今のところ会員権の販売からいうとちょうど約100億円になると思いますけれども、それが2階建ての11.7メートルでしたか、最大でもできる。実際に合理的な理由があることというのは基本的に土地の確保が十分であるかということですね。十分に土地があって、20ヘクタールもあるところに高い建物を建てる必要があるのかとか、それは判断する審議会の人たちの資質の問題だとは思いますが、私はある程度の判断はできると思います。十分に土地があって3階建てでもその目的を十分に達成できるというのであれば、わざわざ5階建てにして、環境を破壊する必要はないわけです。

あとはその建物の目的によって、たとえ周りが空いていても、どうしても3階ではその用途が使えないとか、そういう理由というのは私にはあまり見つけられないですけれども、工場でも20メートルの高さが必要な工場はあまりないですから、実際にまちづくり計画ができたときに、既存の建物を見たときに工場の方が低かったという現実もあります。要するに自分たちとしては眺望を見たいというホテルでありがちなのは、部屋から人よりも高い建物から物を見たい。それが合理的な理由なのか。他人の眺望を遮りながら自分の眺望を優先するというのが、本当にこの地にふさわしいのか。

そういった判断力のある方が多分、審議会の委員になられると思うの

で、皆さん何回も言ってなるべく頭の中に刷り込んで欲しいんですが、小淵沢町以外は田園集落区域も13メートル以下です。北杜市では13メートル以上というのが、地域拠点区域と産業振興区域にしかありません。

それなのに山の中にやる以上はどうして最低限の13メートルでできないのかということは事業者の側からきちっと説明をするべきだし、その理由に対して何らかの判断を審議会としてはするべきだと思いますので、これは歯止めとして必要です。

歯止めをなくしたいということであれば、これを取りたいという気持ちはあるかもしれませんが、住民としては、基本的には13メートルを前提として守っていただきたい。なので、ここはぜひ入れていただきたいと思います。

(会長) 委員から合理的なところで、例えばこういうふうなところでというのは例示を交えて判断できるし、それを事業者側に論述させるべきだということでこの規定は必要だという観点でのご意見があります。

大きく、不要ではないかあるいは必要であるという形でご意見ありますが、他にご発言希望がなければ、いずれかをという形で皆さんの意見を集約したいと思います。ご発言希望ございませんか。

委員、入れる場合は委員から提案があったようなところにアを入れて、残りをイ、ウにする形でご異論はございませんか。では、入れる場合はこの形で入れるということですので、入れない形と入れる形で、挙手で皆様の意見を確認したいと思います。

合理的な理由が入る方が望ましいと思われる委員は挙手をお願いいたします。

[挙手：5名]

(会長) 5名ですね。挙手の無かった4名は入れなくていいというご意見でよろしいでしょうか。5対4で賛同が多いということですので、入れる形で、ここは意見集約したいと思います。それではア、イ、ウという形で3つの条件が入っているということで確定したいと思います。

それで「合理的」の部分も含めて(1)と(2)、総合的に審議したと思いますが、ご意見をいただいた中で、検討していないのではないかと思います。あと書きぶりについては今回配付いたしました会長案がベースになっていますが、この書きぶりによろしいでしょうか。

では、まず(1)は「合理的」を入れる形で(2)については先ほど確認したところでの書きぶりということで決定したいと思います。

もう少しお時間ありますので、いけるところまでということで(3)で

す。資料2ですと4ページになります。会長案のところはそんなに大きくは変えておりませんが、大きく判断ポイントとしては、原案ベースで修正する代替案Cで、会長案は原案を生かしたいという所もある形で代替案Cを踏まえた修正案が会長案ですので、原案、代替案C、会長案の3ついずれも必要とそこまで大きくは異ならないという形で(3)の記述を残すべきだという立場と、代替案Eで判断基準については(1)と(2)だけで良く、(3)は削除すべきという立場のご意見がございます。最終的には意見集約でどちらの形でやるかということで、細かな文言についてどれをベースで決めるかというところで進めたいと思いますが、削除するかしないかについて、一番大きな分かれ目ですね。

(委員)

ここは、一番大きな問題だと思っているので、残り時間でできるのかなと疑問はあるのですが、ここに関して、私最初に判断基準の前の景観形成基準のときに別の意見を出したので、委員の出された案に対して意見は言わなかったのですが「公益性等」ということにもものすごく引っかかっております。

今までも、今日7回目、ここまでの中で元々の諮問案の目的は何かと考えたときに、公益性のある建物がどうしてもこの地域に必要なだからこの諮問案を早くただし書きをつけてやりたいという話は1回もありませんでした。山の中に大きな病院がなければどうしようもないと、だから早くやりたいということは全くなくて、基本が企業誘致。要するに経済効果の高いものを建てたいと。そういうものを建てるときに高さ13メートルが障害になるから、それしかありませんでした。

そういう中において経済効果というものを前面に出さずに「公益性等」の「等」の中に隠してしまっているのかと、私はここが本当に疑問に思います。この中で「公益性等とは」で説明するからいいではないかというのがありますけれども、ただ、本来の目的を、これは住民から見れば、実際に病院が欲しいわけでもない、大学が来るわけでもない。病院というものは基本的に集落の中、人が住んでいるところできるだけ近いところに欲しいわけですし、山岳高原景観形成地域に100億円以上の大病院が必要だとはとても思えないし、あればいいのかもしれないですけれども、住んでいる人たちがアクセスしやすい場所でもない中に来るとも思えないし、必要でもない。そういうものが出されている。

大学というのはどうだろうか。これから今、中学校も統合してどんどん小さくしようということを市が考えている中で、ここに大学が来るのか。大学というのは、これから少子高齢化が小学校、中学校とどんどん進んでいって、大学になれば今もっと集約していかなければならない。事実上この子供の数からいったら大学は出来すぎているわけです。一時期、何年か

前に八王子あたりにどんどん大学が移動してきました。それで実際に生徒が集まらなくて、また都心に戻っている大学も多いです。そういう中において、この公益性というのはあくまで私は申し訳ないですけども、最初の諮問案の時に付け足したと思っています。あくまでも市としての考え方は、今までの7回の話、特に6回までの話を伺う中では、あくまでも経済効果の大きいものを持ってきたい、それが目的であるのに、公益性等で隠してしまっているのか。実際、本来の目的を見えなくさせているようなふうに見えるので、私はその公益性等が大きい場合、というふうに景観形成基準で謳って、実際に公益性が高いことと、経済的に大きいことを一緒にたにしてしまうことが、実際事業者、住民に見えるのは景観形成基準ですから、判断基準がホームページに掲載されるとしても、これは事実を歪めているように見えるので、ここで今言うのは問題かもしれないですけども「公益性等」で経済効果を包含してしまうことに大きな疑問を持っているので、この基準に関しては根本的に問題があるというふうに思っています。

(会長) 委員から、8月5日の時点決定の際に「公益性等又は経済効果」だったものが「公益性等」となったことへの疑問も含める形で、そもそも、それであれば(3)は要らないという観点でのご発言がございました。

時点決定の段階では公益性等の方が多数の支持を受けているという経緯がございますので、文言通りが原則ですが、8月5日時点の景観形成基準の変更案の記載内容を前提としたのが(3)ですが、削除すべきとご提案の背景には「公益性等」で進むことへの反対意見ということで改めてご提示がございます。他の委員の皆様から(3)についていかがでしょうか。

(委員) 委員のおっしゃることは最もとは思いますが、既に決定済みのところですので、今この場での審議としましては(3)の文言に集中するとすれば、景観形成基準の変更案の方の書きぶりを8月5日の決定を前提とすれば、この項目を削除するわけにもいかないと思いますので、基本的には会長案ベースで文言を検討してはどうかと思います。

(会長) 時点決定ですので、委員から多数意見があれば、書きぶりとは総合判断の中で時点決定した部分も修正した上で書きぶりを考えることも当然、選択肢としては排除しない形で進めますというお約束はしておりますので、委員から問題提起がありました。8月5日の時点決定の「公益性等が大きい場合において」というふうな形で、前提として(3)を書くということで、反対だというご意見がございましたが、一方で、会長案ベースで進めた方がいいというご意見もあります。委員の皆様いかがでしょうか。

時点決定を見直すべきだという意見の委員が他にいらっしゃれば、そこも含めての議論をしたいと思いますが、いかがでしょうか。こうした書きぶりを前提にベースで議論進めることで異存ないということで、多くの委員はよろしいでしょうか。

(委員) 仮決定なのでそのままとりあえず進めるという考え方はあるんですが、その前に1つ、事務局になるのか委員になるのかわかりませんが、公益性というものは非常に公共性と異なって、はっきりした司法判断もないですし、はっきりしたものがなくて非常に不特定多数にとって利益があるというのは不特定多数とは誰なのか、ここにおいてはこういったものなのか。もう一度改めて公益性が高い、公益性の言葉の意味といいますか、どのように定義されるかをもう一度お伺いしたいと思います。それが前提にあって、その公益性が高いものが良いのか悪いのかという話になっていくと思うので、公益とは何かということをもう一度お伺いしたいと思います。

(事務局) ご質問があったのは公益性という意味ですけれども、その前に公共的な部分を説明しますと、公共的というと私達がやっている行政機関が、事業を行って広く市民に利益をもたらすものを公共性というふうな捉え方をしています。

一方、公益性ですけれども、実施者が行政ではなくとも広く社会の利益にかなうもの、特定の個人または団体の利益に寄与することを主たる目的とするものは除外されますが、特定の個人ではなく、委員がおっしゃった不特定の方の利益に寄与するものが公益性というものだと考えております。

(会長) 事務局から説明がございました。委員の皆様、委員からのご発言を含めまして自由に他の委員の皆様もご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど、時点修正はそのままということでのお話でしたので(3)のところ、委員から「公益性等」の部分について定義含めて事務局とのやり取りがありましたが、関連してあるいは(3)全体の書きぶり等について委員からご発言希望ございますか。

(委員) 事務局から説明いただきまして、ありがとうございます。公共性に関して、自治体に限るというのは違うと思います。

これに関しては、私の知る限りの司法判断としては、全ての人の利用が保障されるものというところで、公共交通機関、私鉄とか私バスとかいろ

いろいろございますので、必ずしも自治体が行うものではないと思います。基本的には公共の場合はやはり利用に制限がない、誰でも利用できる、そういったもので、特に社会的なインフラに近いものが多いと思います。

公益性というのが誰の便益になるのかというのが非常に問題になる部分だと思っておりますけれども、今ちょうど兵庫県の方で裁判がありまして大学に公益性があるのかどうかという問題が出ています。この辺の裁判の行方も気にしているところはありますが、そういったことを考えて、ある程度施策として考えた場合は北杜市において判断基準若しくは景観形成基準における公益性は、何を基にしているかというのは共通認識がないと話の進み方が違ってくるのではないかなと思ったので確認したところです。私個人としては、もし北杜市として公益性ということを行うのであれば、不特定の多数の北杜市民全体の経済的に限らず、便益になるものというふうに理解した方がいいのではないかなと私は思っています。

例えば試験研究機関で人類のためになるというふうに思っている、ここにとってはものすごく迷惑なものかもしれないですし、非常に公益性というのはある意味非常に判断の分かれるところです。例えば原発というのは公益性があると思う人もいるし、人類にとっても非常に大きなリスクであると思う人もいるので、公益性というのはあんまり簡単に使ってしまうのは非常に危険ではないかなというのが私の意見です。

(会長)

会長案を作る際に、国語的には先ほど委員からご紹介があったように公共的とか公益性とかいろいろありますが、今回の判断基準を作るにあたって会長個人としての理解としては、(3)の起点にあるとおりで、ここでの公益性等というのは「広く市民生活の向上及び地域課題の解決に資することが見込まれる」というのは全体に掛かって、その上で具体的な例示としてはア、イのようなパターンというような形で法学的に抽象度の高い部分がなく、ある程度の範疇に収まるような形で条件設定するための用語として使われているという解釈で会長案はまとめております。もちろん委員は別のご判断もあると思いますし、他の委員もそれぞれお考えがあると思いますが、そこも含めて、委員の皆様から引き続きご発言希望あれば、いただければと思います。(3)を削除すべきだというご意見と、原案、代替案C、会長案ベースのような形で残すべきだという意見と、2つの中で意見集約することになりますが、委員の皆様いかがでしょうか。それでは意見集約をしたいと思います。

(3)の部分についてですが、大きく2つで(3)のような書きぶりで細かな文言の修正があったとしても残すべきだという形と、削除すべきだという代替案Eの形とで順にお伺いしたいと思います。

(3)はこのような形で基本的に残すべきだという意見の方は挙手をお

願います。

[挙手：8名]

(会長) 8名ですね。委員は削除すべきだと言うことで、8対1で、これについては残す形で進めたいと思います。今日事前の調整でどんなに遅くとも12時15分までには出たいというご意見をいただいておりますので、あと5分以内に終わりたいと思います。

(3)について、書きぶりについていかがいたしましょうか。今、8人の委員から残す方針に賛同いただきましたが、書きぶりについてはいかがでしょうか。会長案は代替案Cのような形と原案を混ぜたような形にはなっていますが、大きくは変えてはいない

ところで、代替案Cの方が公共性とはで企業とかという形で書いてありますが、会長案の方は原案に近いような形で両方含めて全体の縛りはした上でア、イそれぞれの例示するような形ですが、何かご意見ございますか。

(委員) アの中で試験研究機関について公益性が高いという根拠は何でしょうか。試験研究機関が必ずしも公益性が高いというのは全く理解できないんですけれども、やっている団体であるとか、試験研究の内容によって全く異なると思います。病院とかは理解できるんですけれども、大学も私は疑問に思います。ただ、試験研究機関に関しては、これは普通の民間企業のいろいろな研究機関が山ほどあります。どういう目的でどういうものを行っているかによって全く違うので、ごく普通の一般企業の活動である場合も多いですし、それは国がやっているような中で、本当に必要なものというのもないことはないんですけれども、それが全く分からずに全部一緒くたになっているので、ここに試験研究機関が入っていることは疑問に思います。

それからイに関して、これ最初からいろいろ出てきているところですが、相対的に大きいものでこういうことが、誰がどのように判断して何を根拠としてやるのが全くわからない。それに関して説明をしていただきたいです。市税の増収、固定資産税に関してはある程度最初の面積と建築の物でわかるんですけれども、雇用の創出、地場産品の調達、販路拡大、地域での消費拡大、定住人口、交流人口、関係人口の増加、これに関しては一度、4回目か5回目に副市長が年間増収13億円増になるんだというものに対して、私はその3分の1ぐらいしかないのではないかと、別にそれは決してかなり低く見積もった数字でもなかったんですけれども、それだけわからないものであるということをお話した中で、前と同

じ相対的に大きいものという非常にぼんやりしたものが出ていますけれども、これはどのように判断するのでしょうか。

(会長) 大きく2点の質問ございました。時間も来ておりますがご質問に回答できますか。試験研究機関が入る必然性と相対的に大きいものについて、実際の案件が出てきたらどのように判断する予定なのかということでご説明をお願いします。

(事務局) まず1つ目の質問です。試験研究機関は本当に公益性があるのか、無いのか。無いとも言えませんし、あるとも言えない部分もあると思います。これは1つの例示として、病院、大学、試験研究機関などというような形で、広く社会の利益にかなうものとして例示をさせていただきました。もし具体的な事案として出た際には、繰り返しになりますが、個別案件としてご審議いただき、本当に公益性等があるのかどうかということをご諮問したいと思います。

次にイの相対的という部分、これは原案の修正案の方にも相対的とはどういったものか書いてありますが、相対的なので絶対評価と違いまして、必ずこの数値というものが設けられているわけではないと思います。例えば、同様の施設と比較したときに、今回ここで作りたいと思っている事業があった場合は、私達の提案するものの方が大きいですよというようなことを企業さんのご提案の中で、こちらも個別審議していただいて、納得いただけるのであれば、答申の中で適といただきたいと考えています。以上のような書きぶりで原案の方は作っております。

(会長) 無理に意見集約まで持っていくとは思っておりませんので、公益性の議論は必要というお考えの委員、ご発言希望があるかというところですが、この(3)についていかがでしょうか。

(委員) 私も実は「相対的に」は気になっているところでありまして、いろんな捉え方があると思いますが、アとイの整合性を考えると私は「相対的に」はいらないと思います。

(会長) 「相対的に」は外すべきだという意見でした。やはり細かな文言はまだ時間がかかりそうでしょうか。それでは15分までには離席を、というご要望もいただいておりますので継続審議ということでもよろしいでしょうか。
(3)を残す前提で次回「相対的に」は外すべきだとか、試験研究機関、相対的の解釈を巡ってのご意見ありましたら、そこは記憶に留めていただいて、会議録も確認した上で次回の審議に臨んでいただきますが、その部

分から再開したいと思います。削除はせず、残す前提で書きぶりについて次回冒頭で扱っていくと。

これはご提案ですが、今回も原案ベースにした会長案で何となく議論が進んでいますが、差し支えなければ次回の冒頭で最終確認しますが、先ほどのように削除すべきだという意見はまず形式どうしますかと伺いますが、そうじゃない形であれば会長案ベースで、やはり議案に戻すべきだとか代替案を入れるべきだというプラスマイナスを議論いただくような進め方で次回よろしいでしょうか。では、その点は次回も今日配付した会長案をご持参いただくようお願いいたします。

長時間審議ご協力ありがとうございました。それでは事務局に進行をお戻しします。

(事務局) 長時間に渡り、ありがとうございました。会議録につきましては調製の上、ご確認をお願いします。署名につきましては村田委員、弘田委員にはお手数ですがよろしく願いいたします。なお、次回の審議の日程については追って連絡を差し上げたいと思います。それでは閉会の言葉を小宮山副会長、よろしく願いいたします。

(小宮山副会長より閉会の言葉)

(事務局) 最後に挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。相互に礼、お疲れ様でした。

会議終了 午後0時12分